介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

１．事業の目的

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的に、公平・公正な立場で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント、総合的な相談・支援など介護予防サービスその他必要なサービスを確保・提供します。

２．運営方針

（１）事業の提供に当たっては、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立って公平・公正な介護予防サービス等を提供します。
（２）事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえ、自立に向けて設定された目標を達成するために適切な介護予防サービス等が提供されるよう配慮します。
（３）事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の関係機関等との連携に努めます。

３．地域包括支援センターの概要

センター名称	小杉南地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	1601100066
設置者	社会福祉法人 小杉福祉会		
代表者	理事長　倉敷　博一		
所在地（連絡先）	射水市南太閤山３丁目２番地の１　（０７６６－５６－８７２５）		
管理者（連絡先）	所長　滝本　裕望　（０７６６－５６－８７２５）		
開業日	月～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）	開業時間	AM8：30～PM5：30
対象実施地域	射水市（橋下条、金山、黒河、池多、太閤山、中太閤山、南太閤山）		

職員体制（令和8年4月1日～）	職　種	主な業務内容	人員（常勤）
	管理者	事業総括、総合相談、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	主任介護支援専門員	総合相談、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	保健師（または看護師）	総合相談、健康維持に関する相談支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	社会福祉士	総合相談、権利擁護に関する相談支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	認知症地域支援推進員	総合相談、認知症に関する相談支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	生活支援コーディネーター	総合相談、地域での生活支援体制整備事業に関する事、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名
	介護支援専門員	総合相談、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関すること	１名

４．介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容、利用料等

内　容	提　　供　　方　　法
(１)ケアプランの作成	①利用者のお宅を訪問し、利用者や家族に面接、情報収集をして、課題の把握に努めます。 ②地域における介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者又は家族に提供します。 ③ケアプランの原案が、目標指向型で、利用者の実情に見あったサービスの提供となるよう留意します。 ④介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。 ⑤介護保険給付又は第一号事業支給費の支給の有無、利用料等のサービスに資する内容を利用者又は家族に説明します。 ⑥ケアプランは、利用者や家族と協議した上で、必要があれば変更を行うことができます。
(２)介護予防サービス事業者等との連絡調整	①ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
(３)サービス実施状況の把握、評価	①利用者及び家族と毎月連絡をとり（簡略化した介護予防ケアマネジメント及び初回のみの介護予防ケアマネジメントを実施する場合は必要に応じて)、サービスの実施状況の把握に努めます。 ②利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価・変更を行います。
(４)給付管理	①利用者が法定代理受領サービスに該当するサービスを利用した場合は、その内容に基づき月ごとに給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
(５)要介護認定の申請等に対する協力、援助	①利用者の要介護又は要支援認定の申請、及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。 ②基本チェックリストの実施が適切な場合は、利用者の同意に基づき基本チェックリストを実施します。
(６)相談業務	①介護保険や総合事業のことについて幅広くご相談に応じます。

※介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費については、利用者の負担はありません。
※利用者の介護保険料の滞納等により､地域包括支援センターが介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は､利用料金一覧表に記載の単位数の合計に相当する料金を一旦当センターにお支払いただきます。
　その場合はサービス提供証明書等を発行いたしますので、住所地の市町村担当窓口に提出すると、全額払い戻されます。

(参　考）利用料金一覧表　　※１単位あたり１０円です。

基本単位	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費		４４２単位
加算単位 （条件を満たす場合に、基本単位に加算）	初回加算	指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合	３００単位
	委託連携加算	介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合	３００単位
	介護職員等処遇改善加算	１か月分の合計総単位数×２．１％	

５．利用者の居宅への訪問回数のめやす

地域包括支援センターの担当職員が利用者の状況把握のため､利用者の居宅に訪問する頻度は､おおむね３ヶ月に１回（簡略化した介護予防ケアマネジメント及び初回のみの介護予防ケアマネジメントを実施する場合は、少なくとも１年に１回）となります。(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して３ヶ月に１回などが目安になります。)

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問します。

６．虐待の防止について

地域包括支援センター（運営法人含む）は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１） 研修等を通じて、法人の使用する者の人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上につとめます

（２） 地域包括支援センター （運営法人を含む） の使用する者が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか､利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（３） 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

７．身体拘束等の原則禁止について

（１）地域包括支援センター （運営法人を含む） は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。） を行いません。

（２）地域包括支援センター （運営法人を含む） は緊急ややむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急ややむを得ない理由など必要な事項を記録します。

８．秘密の保持と個人情報の保護について

担当職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。尚、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で同意を得ない限り用いません。

業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、契約を終了した後も秘密の保持を継続します。

９．その他重要事項

地域包括支援センター（運営法人を含む）は、すべての利用者が安心してサービスを利用できるとともに、担当職員が安全で働きやすい環境を確保します。

利用者又はその家族等から、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動が継続し、又は著しく悪質であると認められ、担当職員の就業環境が著しく害されるおそれがある場合は、カスタマーハラスメントに該当するものとして、サービス提供方法やその他必要な措置について利用者又はその家族と協議を行う場合があります。

【カスタマーハラスメントの例】

・職員の体をつねる、たたく、ひっかく、髪を引っ張る、物を投げつける
・怒鳴る、大声を出すなど威圧的な態度で文句を言い続ける
・人格を否定する発言をする、危害をほのめかす、土下座を強要する
・業務の範囲を超えるサービスや、不当な要求を繰り返す
・必要もなく職員の体を触る、卑猥な言葉を繰り返す、わいせつな写真等を見せる
・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー（つきまとい）行為をする
・長時間にわたり帰らせない、電話を切らせないなど、職員を拘束する
・職員に同意なく写真や動画を撮影し、インターネット上に掲載する
・その他、職員の就業環境を著しく害する行為

１０．サービス業務に関する相談・苦情窓口について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話番号	０７６６－５６－８７２５	FAX 番号	０７６６－５６－１３３６
相談受付係	滝本　裕望	対応時間	月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く) AM8：30～PM5：30

○公的機関においても苦情申し出等ができます。

【市町村の窓口】 射水市役所 地域福祉課	所 在 地　射水市新開発 410 番地 1 電話番号　0766－51－6625　　FAX番号　0766－51－6657 受付時間　月～金（祝祭日、年末年始除く）AM8：30～PM5：15
射水市役所 介護保険課	所 在 地　射水市新開発 410 番地 1 電話番号　0766－51－6627　　FAX番号　0766－51－6666 受付時間　月～金（祝祭日、年末年始除く）AM8：30～PM5：15
【公的団体の窓口】 富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係苦情相談窓口	所 在 地　富山市下野字豆田 995 番地 3 電話番号　076－431－9833　　FAX番号　076－431－9850 受付時間　月～金（祝祭日、年末年始除く）AM9：00～PM5：00
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地　富山県富山市安住町 5 番 21 号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2 階 電話番号　076-432-3280　　FAX 番号　076-432-6532 受付時間　月～金（祝祭日、年末年始除く）AM9：00～PM5：00

【　説明確認欄　】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者(事業所)　　所 在 地　　射水市南太閤山３丁目２番地の１
事業所名　　小杉南地域包括支援センター

担当ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利 用 者　　住　所　　射水市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（代理人を選任した場合）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿